

2021/06/29

報告者：大学生 M

『ミシェル・フーコー講義集大成6 コレージュド・フランス講義 1975-1976年度 社会は防衛しなければならない』 ミシェル・フーコー,石田英敬/小野正嗣訳,筑摩書房(2007)

一九七六年二月十一日(pp. 117-139)

➤ 起源の物語(pp.117-118 l. 1)

- フランス人はフランク人の子孫で、そのフランク人自体はトロイア炎上の際にフランク王に率いられて町を出て、フランクに故郷を見いたしたトロイア人であった
- こうした物語が繰り返され、ルネサンスのような時代にも流通しつづけることができたというのはやはり驚くべきことである(p. 117 l. 6-)
- ←驚くべきだというのは、この伝説からローマが、そしてガリア、まずローマの敵であり、イタリアに侵襲してローマを包囲したガリアが完全に抜け落ちてしまっているからなのです(p.117 後ろから5行目-2行目)
- ←ローマ植民地としてのガリアも欠落していますし、カエサルと帝国ローマも省かれていかれています(p. 117 後ろから2-1行目 )
- 結果として、当時誰もが知っていたローマに関する文献的伝統がすべて省略されているのです(p. 117 後ろから1行目- p.118 l. 1)

➤ トロイア神話(p. 118 l. 2- p.119 l. 17)

- トロイアの物語からのローマの欠落は、昔から信じられてきたことを歴史化しようとするような試みではなく、法や公法を語る言説(p. 118 l. 2-4)
- 公法の教えであるがゆえに、ローマが不在なのです(p. 118 l. 4-5)
- しかし、ローマは二重化され、ズラされた、双子のようなものとしても存在しているのです(p.118 l. 6-7)
- 実際、フランク人もまたローマ人のようにトロイアから脱出してきた者たちだと言うことは、ローマという枝とはまた別の枝なのだと言うことは、政治的にも法的にも重要な、二、三の事柄を意味している(p.118 l. 7- 10)
  - ①フランス王の主権は、ローマ皇帝の主権と同じタイプのもの(p. 118 l. 15-16)
  - ②ローマの妹あるいは従妹としてのフランスは、ローマと同じ権利を持つ(p.118 後ろから1行目-p. 119 l. 1)
    - フランスはドイツ帝国と同様に帝国であり、神聖ローマ帝国にいささかも従属するものではない(p.119 l. 3)
- こうした条件を満たすために、ローマ、ローマ的ガリア、カエサルのガリア、そして植民地化されたガリア、ローマ帝国との連続性を断ち切っていたフランク人

による数々の侵略もまた省略されなければならなかった(p. 119 l.5-9)

- フランスの古代ローマに対する従属関係から目をそらすために、消えてもらう必要があった  
→フランスは別の種類のローマである(ローマからは独立しているが、ローマであることには変わらない)ため、王の絶対権力はローマにおいてと同じだけの価値を持つ
- トロイア神話が復活させられ、追求されていたことからうかがえる公法の教えの役割だった(p. 119 後ろから5行目)

➤ **フランスの継承(p. 119 l. 17-p. 123)**

- オトマンが持ち出すのはゲルマン説だが、実はこの説はトロイア説の等価物であり、民族的二元性に正面から向かい合い、張り合うものであった
- オトマンは、この言説を侵略こそが諸国家の盛衰を生じさせるという根本的な考え方を、イギリスで現れたのとほぼ同時期に導入しているため重要
- ある国家が他の国家に引き継がれるときに何が起きるのか、ということが権力の系譜の連続性を保証する機能を持った公法にとって大問題になる
- オトマンが立てたのは、人種、起源、民族の二元性に君主が貫かれているかもしれないという問題

↑国家の一体性という考え方が強化されていた宗教戦争の間ではありえないこと

- オトマンが言いたかったのはまったく別のこと  
=人民の中に分裂した2つの異質な要素があることではなく、問題は君主権力を内側から制限すること(p. 122 l. 4-5)
- 深い一体性を確立すると同時にいわば歴史という形で、現在の二重性を語るものが問題(p. 123 l. 3-4)
- 侵略者としてのローマ人は教皇と聖職者たちのローマを過去に移し替えたものであり、ゲルマン人はライン川の向こうからやって来た改革宗教派のこと
- 人民主権との一体性とは、当時数多くのプロテスタント信仰グループによって支持されていた、立憲君主制という政治的な企て
- オトマンのこの説が重要なのは、王の絶対主義を制限しようとする企てを、一時は王と人民それぞれの権利を定めながらその後忘却され侵犯されることになるある明確な歴史モデルの発見とおそらく以後決定的となるような仕方で、結びつけているからです(p. 123 l. 8-10)

➤ **「ガリアーフランス」(p. 124 l.1- p.126 l. 3)**

- フランスを創造したのはゲルマン人であるという考え方を回避するために、特にふたつの方法が用いられることになりました(p.124 l. 1-2)
  - ①一種のトロイア神話回帰
  - ②「ガリア中心主義」

- 価値体系がひっくり返されて、ガリア人の方が第一の、基本要素となり、逆にゲルマン人はガリア人の延長のようなものとして提示されることになる(p. 124 l. 7-9)
- フランク人は異端のアリウス派であったゴート人、無信仰者サラセン人とプルゴンド人と戦い、その戦士たちに報いるために王は領地を与えた↑これが封建制の起源であり、このようにして戦争のなかに定められた
- この神話のおかげでガリアに住む人々の土着性が保証され、ガリアには自然な国境線(外交政策の政治目的でもあった国境線)が存在するようになった
- ゲルマン人がローマ人の法的・政治的システムを再利用するために、ゲルマン法とローマ法の異質性を消し去る必要があった
- そうすれば王の権力と絶対主義は、封建制度が組織化される以前に存在していたということになる(p. 125 後ろから2行目)

#### ➤ 侵略、歴史、公法(p. 126 l.4- p.128 l. 3)

- 同時期にイギリスで起こったことと関連させてみたい(p. 126 l. 5)
  - イギリスにおいてイギリス君主制の起源と封建について言われていることと十七世紀中葉にフランス君主制の封建について言われていることのあいだには、共通点と根本的相違が少なくともひとつずつある(p. 126 l. 6-7)
- 共通点**: 侵略が、その諸々の形式やモチーフや結果も含め、そこに重要な法的・政治的なものが賭けられているがゆえに、歴史の問題となったこと(p. 126 l. 7-8)  
 =君主の権力の性質、権利範囲を定めるのは、侵略だということ(p. 126 l. 8-9)  
 =侵略に、公法の原理自体を定式化することが求められる(p. 126 l. 11)

#### ➤ 民族的二元性(p. 128 l. 4-12)

- **根本的相違**: イギリスではもっぱら征服およびノルマン人/サクソン人という人種的二元性から歴史が語り起こされるとしたら、フランスでは反対に、十七世紀末まで民族体の中にかなる異質性も温存せず、ガリア人とトロイア人、次いでガリア人とゲルマン人、それからガリア人とローマ人が想像上の血縁関係で結びつけられ、権力の継承には連続性が保証され、民族体のなかには問題なく均質性が保証されている(p. 128 l. 6-9)
- 十七世紀に破壊されることになるのは、ほかならぬこの均質性ですが、これを壊すのはその機能、対象、結果においてまったく新しい言説なのだ(p. 128 l. 10-12)

#### ➤ 君主の知

- ひとつの衝突、一見副次的なひとつの問題、一般には後衛戦と形容されるものによって、それまで歴史にも公法にも記載されることのなかった二つの重要な事柄を考えるようになった(p. 128 l. 14-17)

①敵対的なグループ間の戦争が国家の下部構造を構成しているのではないか

②政治権力を、ある程度までは結果や裁定者として、しかしたいていの場合は道具として、受益者として、戦争における党派的な攪乱要素として捉えることができるのではないか

→これらの問題は本質的であり、社会全体の均衡性という暗黙の主張が、政治教育という問題から壊されることになる。

- 問題になっていたのは、ブルゴーニュ公の教育(p. 129 l. 2-3)
  - =ルイ十四世が彼のブルゴーニュ公のために、行政府と代官に命じて作成させたフランスの状況についての膨大な報告書
  - ブーランヴェリエという人が膨大な報告書を縮め、説明し、解釈して、ブルゴーニュ公に提出

➤ **ブーランヴェリエの「フランスの状況」 (p. 129 後ろから2行目)**

- ブーランヴェリエのテキストでは貴族にとって都合のよい諸説を強調することが問題
- 王の臣下についての知が、国家の国家についての知によって完全に植民地化され、占領され、規定され、定義されているという事実抗議することが目指されている(p. 130 l. 4-5)
  - =行政によって今度は下から上へと再伝達される知によって、好むと好まざるとにかかわらず、この行政と一体化し、これに溶接される
  - 王は己の意思を国中に行き渡らせることができるようになる
- しかし反対に、行政はそれが王に課す知の質と性格によって王を支配する

➤ **裁判所文書課、官僚組織、貴族の知(p. 130 l. 16-)**

- 本当の標的は、行政装置を国家の絶対主義と結びつける知・権力のメカニズム
  - ↑教会、聖職者、ブルジョワ、行政官、徴税官もよって占領されてきた
- 奪い返さねばならないもの、これから占領しなければならないものとは、王の知
  - =王と貴族階級との暗黙の掟、相互契約
  - したがってこれはひとつの対抗知であり、全く新しい歴史研究の形を取るようになる
- 対抗知と私が言うのは(中略)ふたつの専門知に対して行政的な知の二つの側面でもあるふたつの知に対して、否定的に定義されるものだから(p. 131 l. 9-12)

①法的な知

=裁判所、検事、法学者、裁判所書記の知

=知から知へと送り返される循環的な知

王がみずからの絶対主権の似顔絵にしか出会うことができなく、法の形で王

が貴族[に対して]犯した様々な篡奪行為の総体を王に送り返してくる知

- 裁判所書記たちの知に対して、貴族が強調しようとする別の形態の知が歴史となる(p. 132 l. 2)
- 王権をも篡奪してきた法学者たちが犯した、一連の不公平、不正義、乱用、剥奪、裏切り、不義の結果として、浮かび上がらせる  
=裏切りの告知

#### ②代官の知(裁判所文書課ではなくて官僚組織)

- 貴族たちの富と権力と富がむしばまれてしまったため憎むべき
- 富の歴史、すなわち富の移動、不当徴税、窃盗、いかさま、流用、貧困化、破産の歴史
- 貴族が終わりなき戦争のなかで滅びていったさまを描く歴史
- 貴族が対抗しようとする、これらふたつの大きな言説—裁判所書記の言説と代官の言説、裁判所の言説と官僚組織の言説—は、国家から国家へと構成される知
- この知の代わりに置かれた別の形態の知が一般的に歴史という形をとる(p. 133 後ろから3行目)

### ➤ 歴史の新しい主体・主題(p. 133 l. 21- p. 138)

- 歴史の新しい主体・主題が現れ、これはふたつのことを意味する

#### ①新しい語る主題

- 別の誰かが歴史の中で発言し、歴史を語ることになる  
=歴史における語る主体が変化する  
→国家の下で、法をあまねく貫き、諸々の制度よりも古く深いところにある何かの有為転変になる

#### ②新しい主体・主題

- 身分、習俗習慣、特別な掟を共有する人々、個々人からなる諸々の集合、社会、集団である、諸「民族」という語で指し示されるものが問題となっていく  
→人種概念、階級概念が誕生
- 歴史知のまったく新しい形態は新しいパトスと呼べるようなものを伴っている(p.136 l. 1)  
=歴史知に対するエロティックなまでの情熱、解釈的知性の体系的な倒錯、容赦なき告知、国家に対する打撃となるようなものの歴史を際立たせること
- 貴族は、行政が自分に絶対に服従することを望む君主の絶対意志を告発できるようにしたかった(p. 136 l. 11)
- この歴史知を組織化し、自らの知と権力の働きのなかに、行政権力とそ

こから形成される諸知識とのあいだに、この歴史知を再び管理しようとした

→歴史省の創設=王権の最初の譲歩

- 君主と行政のあいだに歴史省が置かれたのは、いわば両者の接続を再び確立するためであり、君主権力とその行政の働きのなかで歴史を機能させるためだった